

「千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会」の資料に対する確認事項について

番号	該当箇所	内容	事務局より回答
確認①	第3節と第4節全体 33～43 ページ	両節は一体的に取り組む内容だと思うが、書面では独立性が高い。野生生物の保護と適正管理を格上げしたのは評価できるが、統合的の方針という意味では後退しているように見える。事務局の見解を伺いたい。	県の上位計画である総合計画に合わせて「野生生物の保護と適正管理」を格上げしたことにより二つに分かれた構成となっておりますが、ご指摘いただいているとおり、「豊かな自然環境の保全と自然との共生」と「野生生物の保護と適正管理」は密接な関係であり、引き続き一体的に取り組んでまいります。
確認②	第3節1、2 それぞれの【現況と課題】 33ページ 4行目～ 34ページ 9行目～	現況について述べられているが、課題の記述がない。課題とは、現況を踏まえて問題的を指摘することだと思うが、問題点は無いとの認識なのか。	第3節の「豊かな自然環境の保全と自然との共生」では、問題点が無いという認識では無く、自然環境を保全することが大きな課題であり、現況を主に記載しております。
確認③	33ページ 26,27行目	「指定状況や公園計画の見直し」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。なお現行の環境基本計画では、自然公園の指定および自然環境保全地域の指定について、平成30年度までに維持、増加を目標としている。その達成状況や達成に向けての検討状況についてもあわせて教えて欲しい。	「指定状況や公園計画の見直し」とは具体的に、公園区域の現況調査や自然環境保全地域等変遷調査を実施し、その結果により公園区域の境界に接して既に市街化が著しく進行している、または、比較的良好な自然環境が残されている地域があるなどの判断を行い、区域からの削除、編入などを検討し、計画の見直しを行うことです。 <目標の達成状況・検討状況> ・指定状況については、地域数、面積ともに維持され、達成されています。 自然公園 10地域、28,527ha 自然環境保全地域等 28地域、1,956ha ・達成に向けた検討状況は、自然公園については「県立笠森自然公園」等3地域における現況調査を実施し、また、自然環境保全地域等については、毎年1地域の変遷調査を実施し、指定地域の現状を確認したところです。 直近では、平成25年度に自然公園において希少種の生息地保全のために普通地域1haを第1種特別地域へ変更し、規制を強化しました。

「千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会」の資料に対する確認事項について

番号	該当箇所	内容	事務局より回答
確認④	33ページ 30行目	生態系のうち森林のみを具体的に書く理由について教えてほしい。 「優れた天然林を有する森林や～自然環境保全地域等に指定し」とあるが、具体的な指定対象や調査対象を想定しているのか。 なお、ここでの「天然林」は、人為的な植栽を起源としない(下種更新や伐採後の萌芽更新及び人為的成林補助作業は排除しない)森林と理解してよいか。	千葉県の自然環境保全地域の特徴として、指定されている9地域のうち7地域が、すぐれた天然林が相当部分占めるものとして指定しており、指定要件の代表的なものとして例示したものです。 新規や拡張の指定検討案件がありますが、一部地権者の反対などにより困難な状況となっています。 「天然林」については、お見込みのとおりです。
確認⑤	34ページ 28行目	「～都市環境の形成と保全が良好に図られ、多くの人々がこれらを積極的に活用し～」とあるが、どのような活用を想定しているのか。	都市環境については、例えば都市公園であったり、壁面緑化等による都市環境における緑の保全・創出によって、地域住民などがレクリエーションの空間や豊かな地域づくりに資する交流の空間として積極的に活用し、緑とふれあうことを想定しております。
確認⑥	34ページ 39行目	「森林療法」とは、どのようなことを指しているのか。	森林の中でレクリエーション、作業活動、休養、カウンセリングなどを行い、リハビリテーション効果などを得ることを考えております。
確認⑦	38ページ 39行目	「森林等の連続性の確保をはじめとした～ネットワークの構築を進めます」とあるが、具体的な進め方を想定しているか。	自然公園、自然環境保全地域等の保全地域、県民の森、市町村の森、都市公園、保安林等を核として、その自然環境の保全を図りながら、緑地の創出等によりこれらをコリドーでつないでいく事を想定しております。
確認⑧	39ページ 14行目	「～や外来種対策等に関する仕組みづくりについて検討します。」とあるが、いまだに仕組みづくりの検討段階としてよいか。	(自然保護課では)3種類の希少種の保護回復事業と4種類の特定期外来生物の防除に取り組んでいます。いずれも一定の成果が得られているところですが、モデル事業として完結したとまでは言えず、より良い仕組みについて検討してまいります。

「千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会」の資料に対する確認事項について

番号	該当箇所	内容	事務局より回答
意見①	21ページ 1～6行目	東京湾をイメージしての記述と思うが、ブルーカーボンという新しい考え方を唐突に漁業活動に結び付けており、違和感がある。 東京湾の干潟は県(企業庁)による埋め立てによってほとんど(約8000ha)消滅し、残っている藻場・干潟はわずかである。さらに沿岸域への人口集中に伴うさまざまな負荷や温暖化によって貧酸素水塊や青潮が発生し、生物が生存できない海になっている。そのような現実の中で藻場・干潟の保全・再生の取組みを支援するとのことだが、「藻場・干潟の造成や再生など海域環境の改善に国とも連携しながら県が主体となって取り組む」等の記述が必要ではないか。	ご意見として承ります。
意見②	23ページ 23～27行目	記述が農業(米)のみであり、項目名の林業と水産業は不要ではないか。 本項目に限った意見ではないが、二枚貝類の寄生虫であるカイヤドリウミグモによってアサリの生産が急激に落ち込んでいる。それに伴い、アサリなど貝類による水質浄化機能が果たせなくなり、水質悪化の要因ともなっているため、これへの対策を取組に加えていただきたい。	ご意見として承ります。
意見③	33ページ 37行目	「自然公園利用者に対する普及啓発を行う」とあるが、何を普及啓発するのか不明。後段の文書表現と調整が必要ではないか。	ご意見として承ります。
意見④	34ページ	全体を包括するビジョン、方針が書いてない。主体や主語を明示することも重要。例えば以下のような感じはどうか。 農山漁村では、古来より人と自然が共生することで美しい自然環境が保たれてきた。この共生関係を維持することを目標とする。そのためには、地域社会の持続的発展と住民意識の維持向上、および生態系への適切な介入が必要である。 そこで県は、環境保全型・伝統的一次産業を中心に、観光業、6次産業をバランス良く発展させることを支援し、これによって持続可能な地域振興を進める。加えて自然保護地域の適切な設定と管理運営など、守るべき動植物とその生息地の保全、人・農作物や生態系に被害を及ぼす侵略的野生生物の管理、さらに教育・啓発についても基礎自治体と協力して取り組む。以上を通じて、各地域の住民が、美しい景観、豊かな生態系・生物多様性に誇りを持ち、自らの資産として主体的に守る意識を高めることを促す。 その達成のためには、各基礎自治体による、各地域の特色や現況、潜在力の分析を踏まえた、魅力ある統合的な指針(地域総合計画、環境基本計画、生物多様性地域戦略等)とそれにもとづく具体的施策の展開が求められる。したがって県は、具体的な施策における協働とともに、それらの作成と運用の支援を行う。 県による統合的施策としては、先進的な取組みを行った地域を認定する制度を作ったり、各地の良い取組みを集めて千葉ブランドを立ち上げたりしても良いですね。	ご意見として承ります。

「千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会」の資料に対する確認事項について

番号	該当箇所	内容	事務局より回答
意見⑤	34ページ 37行目	「市町村による森林整備への取組」とあるが、今年6月に新たに公布された森林経営管理法で「市町村は、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるもの」とされたことを踏まえ、市町村の新たな役割と県の役割を含めた表現とすべきではないか。	ご意見として承ります。
意見⑥	35ページ 6行目	「間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用の取組を促進し」とあるが、木質バイオマス一般をエネルギー利用するかのような表現はいかがか。地下資源に代えて積極的に燃料利用すべきなのは、「未利用」木質バイオマスではないのか。	ご意見として承ります。
意見⑦	36ページ 5～8行目	漁場形成や担い手に関する記述があるが、開発行為によって消滅した干潟の再生など、環境改善が先と考える。「水質浄化機能を持つ貝類や海藻類等を対象とする沿岸域の漁業が安定して継続できるよう・・・」としてはどうか。 アオサの問題は年による変動が大きく、多くの問題の中で順位は高くないと考える。閉鎖性海域の東京湾についての記述と思うが、東京内湾では魚礁設置は行われていない。東京内湾に関しては、水質改善機能を持つ護岸用材など、環境改善や漁場機能に配慮した護岸の整備を進めていただきたい。	ご意見として承ります。